

各位

会社名株式会社 F P G
 代表者名代表取締役社長 谷村 尚永
 (東証第一部・コード: 7148)
 問合せ先 執行役員経営企画部長 桜井 寛
 (TEL. 03-5288-5691)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、2021年10月29日付「定款の一部変更に関するお知らせ」のとおり、定款の一部変更について2021年12月22日開催予定の第20期定時株主総会において付議することを予定しておりますが、その議案の内容を一部訂正することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正箇所及び訂正の理由

(1) 「1. 定款変更の理由」②

定款第14条第2項の新設に係る定款変更の効力発生の条件を明確にするため。

(2) 「2. 定款変更の内容」表中の第18条の変更案

2021年10月22日付で公表された改定後の東京株式懇話会「定款モデル」に倣った表現にするため。

2. 訂正の内容 (訂正箇所は下線部にて表示)

(1) 「1. 定款変更の理由」②

訂正後	訂正前
② 現行定款第14条につきましては、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催を可能とするために条項を追加するものであります。 <u>なお、本条の定款変更の効力発生に関しては、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件といたします。</u>	② 現行定款第14条につきましては、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催を可能とするために条項を追加するものであります。

(2) 「2. 定款変更の内容」表中の第18条の変更案

訂正後	訂正前
(電子提供措置等) 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、 <u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>	(株主総会参考書類等の電子提供) 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。</u> ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部について、 <u>基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。</u>